

審 第 2 4 5 0 号
答 申 第 5 1 6 号
平成 3 1 年 3 月 1 1 日

千葉県病院局長
矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 8 月 5 日付け循セ第 3 7 5 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 6 4 2 号

平成 2 8 年 6 月 2 3 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 8 年 5 月 2 6 日付け
循セ第 1 9 5 号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年5月9日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県医事関係裁判運営委員会やその前身やそれに類するものに関する情報一切。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、参加機関・参加者と文書、参加機関・参加者からの文書、出席者の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、配布資料、記念誌、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

担当課としては、少なくとも、病院局の本部事務局、がんセンター、こども病院、循環器病センター、救急医療センター、精神科医療センター、東金病院、佐原病院、千葉県千葉リハビリテーションセンターが考えられます。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に

含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」(以下「本件請求内容」という。)

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「千葉県医事関係裁判運営委員会の委員推薦について」(以下「本件対象文書」という。)を特定した。

4 実施機関による決定(千葉県循環器病センター所管分)

実施機関は、本件請求に対し、平成28年5月26日付け循セ第195号による行政文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年6月23日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、本件決定の生年月日、郵便番号、現住所、電話番号を除いて、いずれも条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全てに該当する。

不開示部分は、条例第10条に該当する。

不開示については対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである。

3 反論書の要旨

(1) 不存在に対する審査請求を受けた後の対応について

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、不存在の審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度

探索する作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(2) 不存在部分の理由附記の不備について

情報公開の実施機関は、特定された文書以外の対象文書が、解釈的不存在なのか、物理的不存在なのか、適用除外なのか、また、作成・取得したが廃棄したために不存在なのか、廃棄したとすればいつに保存期間を満了したため廃棄したのか、誤廃棄したのか、そもそも作成・取得していなかったのか等を説明する責任がある（最一小判平成4年12月10日民集46巻8号2658頁、東京地判平成22年3月30日判自331号13頁、東京地判平成12年4月27日判時1743号46号）。

それにもかかわらず、本件担当課は、過去の分について、いかなる理由で不存在であるのかを説明していない。

したがって、書面で説明すべきである。

(3) 対象文書は他にも存在する

本件担当課が平成18年から千葉県医事関係裁判運営委員会（以下「本件委員会」という。）に参加している以上、対象文書が本件で特定された分で尽くされているとは、到底、考えられない（資料1件）。

(4) 不開示部分の不開示情報非該当性

ア 推薦を受けた千葉県職員の氏名

千葉県が千葉地方裁判所民事第2部から本件委員会の委員として推薦依頼を受けること、千葉地方裁判所民事第2部が本件委員会の委員に千葉県職員の推薦を依頼すること、千葉県職員が千葉県から本件委員会の委員として推薦を受けることは、公務である。さらに、本件委員会の性質は、極めて公的性質が著しく、社会的責任が強大であり、説明責任があるため公表慣行がある（資料1件）。本件委員会の性質から、医療過誤の被害者本人、その家族ないし遺族等の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。したがって、条例第8条第2号ただし書イ、ロ、ハ全てに該当する。また、印影及びふりがなは氏名に含まれるため、それらについても上記の理由により開示すべきである。

イ 公務員の顔写真

公務員の顔は、多くの自治体で公表慣行があるか、職務遂行情報として、条例

第8条第2号ただし書イ又はハに相当する規定により、開示になっている。それにもかかわらず、ただ千葉県のみが条例第8条第2号ただし書イにもハにもともに該当しないとして不開示とすることは、情報公開の原則公開の精神を没却する処分である。

ウ その他の情報

当該職員の現住所は、当該職員が法人等の代表者をしている場合は、登記簿により何人も閲覧・謄写して知ることができる情報であるため、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

公立病院の医師の専門分野は、明らかに、職務遂行情報に含まれ、また、患者やその家族、遺族等の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとともに、日本国憲法（昭和21年憲法。以下「憲法」という。）第13条の保障するインフォームド・コンセントの権利を行使することで知ることができる情報である。

学歴は、少なくとも、医学部や医学研究科といった、医療に携わることによって不可欠なものについては、説明責任が生じるため公表慣行があり、また、職務遂行情報であり、また、患者やその家族、遺族等の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとともに、憲法第13条の保障するインフォームド・コンセントの権利を行使することで知ることができる情報である。

職歴・研究歴及び取得資格は、医師がどれだけ研鑽を積んできたかを示す指標であり今回は医療関連の裁判の委員として国民の生命、健康、生活又は財産を保護する医療裁判の方針等を決定する要職に就く公務員であるため、説明責任が生じるため公表慣行があり、また、職務遂行情報であり、また、患者やその家族、遺族等の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとともに、憲法第13条の保障するインフォームド・コンセントの権利を行使することで知ることができる情報である。

たとえ、一部が不開示とされてしまうにせよ、条例第9条第2項により、部分開示として最大限の開示をすべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象行政文書の特定及び内容について

(1) 対象行政文書の特定について

本件請求を受けて、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 対象行政文書の内容

本件対象文書は、本件委員会の委員について、千葉県循環器病センター（以下「センター」という。）から千葉地方裁判所長に対し委員を推薦することを内容とする起案文書である。当該起案文書は、起案文、伺い、案文、身上調書から構成されている。

なお、本件対象文書の本件委員会とは、千葉県内の大学病院並びに県立病院、千葉県弁護士会及び千葉地方裁判所の三者間において、医事に関する民事裁判（医事関係裁判）について、適正かつ迅速な審理を実現するための運営方策等を検討するとともに、相互の理解を深め、協力関係を推進することを目的としており、千葉地方裁判所長を委員長としているものである。

2 部分開示処分の理由

(1) 不開示部分について

本件対象文書で不開示とした部分

本件対象文書中、伺い及び案文の氏名、身上調書の氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、現住所、電話番号、専門分野、学歴、職歴、取得資格は、条例第8条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書の氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、現住所、電話番号、専門分野、学歴、職歴、取得資格は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。

3 弁明の理由

(1) 審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、センターには特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

(2) 審査請求人は、不開示部分は、生年月日、郵便番号、現住所、電話番号を除いて、

いずれも条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全てに該当する旨主張する。

しかしながら、上記2(2)に記載のとおり、条例第8条第2号に該当するものであり、当該情報がその職務の遂行に係る情報ではないため、条例第8条第2号ただし書ハにも該当しない。また、条例第8条第2号ただし書イロニのいずれにも該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

なお、職名についても個人を識別できる情報であることから不開示としたところであるが、部分開示決定通知書への記載漏れがあったため、開示しない部分として追記する。

- (3) 審査請求人は、不開示部分は条例第10条に該当する旨主張する。条例第10条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合でも、公益上特に必要があると認められるときに該当するものであるが、本件決定により不開示とした部分を公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとはいえないため、審査請求人の主張には理由がないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求内容に係る行政文書について

本件請求は、本件請求内容に係る行政文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求内容に係る行政文書として本件対象文書を特定し、部分開示とする本件決定を行った。

そこで、当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、件名が「千葉県医事関係裁判運営委員会の委員推薦について」となっているが、身上調書の併任等の有無欄などから、本件委員会とは制度の異なる専門委員（訴訟手続きの中で専門的な事項について、裁判所に対し説明をする人物）への推薦に関する文書であることが認められた。

そうすると、本件対象文書は、審査請求人が求める「千葉県医事関係裁判運営委員会やその前身やそれに類するものに関する情報一切」には該当しないことから、本件請求の対象とは認められない。

ところで、審査請求人は、対象文書が本件決定で特定された分で尽くされているとは到底考えられない旨主張している。

当審査会が実施機関に対し本件委員会について確認したところ、センターでは、本件委員会に出席することは業務の一環とは認識していないため勤務外として取り扱っており、本件委員会については、裁判所と職員個人とが直接やり取りしていることから、実施機関には本件委員会の開催通知などの行政文書が存在しないとのことであった。

また、当審査会が実施機関に再度探索を求めたところ、本件委員会の開催通知及び営利企業等従事許可願などの文書の存在は確認できなかったとのことであった。

さらに、当審査会が事務局職員をして、これらの文書について探索させたが、その存在を確認することはできなかった。

したがって、実施機関において本件請求の対象となる文書が存在するとは認められない。

以上のことから、実施機関は、本件においては、本件請求の対象となる文書が存在しないことを理由に行政文書不開示決定を行うべきであった。

2 不開示部分について

実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、職名、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、現住所、電話番号、専門分野、学歴、職歴、取得資格及び顔写真を条例第8条第2号に該当するとして、それぞれ不開示としたが、本件対象文書は、上記1のとおりであって本件請求の対象となる文書とは認められない。

したがって、当審査会は、当該文書の不開示部分に係る不開示情報該当性については判断しない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関は、行政文書不開示決定を行うべきであったと認められるので、審査請求人が不開示部分の開示及び他の文書の開示を求める条例上の根拠はなく、実施機関の決定は、結論において妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 8月 5日	諮問書の受理
平成28年 8月30日	反論書の写しの受理
平成30年 1月29日	審議
平成30年 2月26日	審議
平成30年 5月28日	審議
平成30年 7月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)